

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。